

## 第5期 清瀬市介護保険料額(平成24年度～平成26年度)

段階	対象となる方		基準額に 対する割合	年額
第1段階	世帯全員が市民 税非課税	・生活保護を受給されている方 ・老齢福祉年金を受給されている方	0.45	26,200 円
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.45	26,200 円
特例 第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.65	37,900 円
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75	43,700 円
特例 第4段階	世帯の誰かが市 民税課税で、本人 は市民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.88	51,300 円
第4段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 1	58,300 円
第5段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.14	66,500 円
第6段階		前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.29	75,200 円
第7段階		前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	1.41	82,200 円
第8段階		前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.52	88,600 円
第9段階		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.67	97,400 円
第10段階		前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	1.73	100,900 円
第11段階		前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	1.87	109,100 円
第12段階		前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	2.03	118,400 円
第13段階		前年の合計所得金額が1000万円以上の方	2.16	126,000 円

### 表中の用語の説明

<b>老齢福祉年金</b>	明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
<b>合計所得金額</b>	「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。
<b>課税年金収入額</b>	国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。